第８次蓮田市交通安全計画

～交通事故ゼロの「安心・安全な街　蓮田」
を目指して～

（令和３年度～令和７年度）

令和４年２月

蓮田市交通安全対策会議

目　　次

第１部　総　論 1
１　交通安全計画の策定 1
（１）計画策定の趣旨 1
（２）第７次蓮田市交通安全計画の成果 1
（３）計画の期間 4
（４）計画のポイント 4
２　交通事故等の状況 5
（１）道路交通事故 5
（２）踏切事故 7
３　第８次蓮田市交通安全計画の目標 8
４　交通安全対策の重点 9
（１）高齢者及び子供の安全確保 9
（２）自転車及び歩行者の安全確保 9
（３）交差点における交通事故防止 9
５　計画の推進体制 １１
（１）蓮田市 １１
（２）関係行政機関 １１
（３）事業者、交通関係団体等 １１
（４）市民 １１

第２部　講じようとする施策 １２
第１章　道路交通環境の整備 １２
１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備 １２
（１）生活道路における交通安全対策の推進 １２
（２）高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備 １３
（３）通学路等における安全対策 １３
２　幹線道路における交通安全対策の推進 １４
（１）事故危険箇所対策の推進 １４
（２）道路の改築等による交通事故対策の推進 １４
３　自転車利用環境の総合的整備 １４
４　地域公共交通の確保・充実 １４
５　交通安全施設等の整備と維持管理等 １５
（１）交通安全施設等整備事業の推進 １５

（２）交通安全施設等の維持管理 １６
（３）道路交通環境整備への市民参加の推進 １６
６　歩行者空間のバリアフリー化 １７
７　交通需要マネジメントの推進 １７
（１）自動車の効率的利用の推進 １７
（２）公共交通機関の利用の推進 １７
８　災害に備えた道路交通環境の整備 １７
（１）災害に備えた道路の整備 １７
（２）災害発生時における交通規制 １８
９　総合的な駐車対策の推進 １８
10　その他の道路交通環境の整備 １８
（１）道路占用及び道路使用の適正化 １８
（２）子供の路上遊戯等による交通事故の防止 １９
（３）道路法に基づく通行の禁止又は制限 １９
（４）交通公害の防止 １９

第２章　交通安全思想の普及徹底 ２０
１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 ２０
（１）幼児に対する交通安全教育 ２０
（２）小学生に対する交通安全教育 ２１
（３）中学生に対する交通安全教育 ２１
（４）高校生に対する交通安全教育 ２２
（５）成人等に対する交通安全教育 ２２
（６）高齢者に対する交通安全教育 ２３
（７）障がい者に対する交通安全教育 ２４
（８）外国人に対する交通安全教育 ２４
２　自転車の安全利用の推進 ２４
（１）自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知 ２４
（２）自転車用ヘルメットの普及促進 ２５
（３）自転車運転免許制度の活用 ２５
（４）幼児二人同乗用自転車の普及促進 ２５
（５）自転車の安全性の確保 ２６
（６）自転車保険への加入促進 ２６
３　歩行者優先と正しい横断の徹底 ２６
４　市民総ぐるみの交通安全運動の推進 ２７
５　その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進 ２８

（１）シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底 ２８
（２）飲酒運転の根絶 ２８
（３）二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用推進 ２８
（４）夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進 ２９
（５）効果的な広報の実施 ２９
（６）危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進 ２９
（７）過積載防止対策の推進 ２９
６　民間交通安全団体等の主体的活動の促進 ３０
７　地域における交通安全活動への参加・協働の推進 ３０

第３章　救急・救助活動の充実 ３１
１　救急・救助体制の整備 ３１
（１）救急・救助体制の充実 ３１
（２）高度な人命救助体制の確立 ３１
（３）応急手当の普及啓発活動の推進 ３２
（４）救急救命士の養成・配置等の推進 ３３
（５）救急・救助隊員の教育訓練の実施 ３３
（６）高速自動車国道等における救急体制の整備 ３３
（７）消防車と救急車の連携活動（ＰＡ連携）の実施 ３４
（８）指令課員の口頭指導の確立 ３４
２　救急医療体制の整備 ３５
（１）メディカルコントロール体制の充実 ３５
（２）ドクターヘリコプター・ドクターカーの活用 ３５

第４章　被害者支援の充実と推進 ３６
１　交通事故相談事業の充実 ３６
２　交通事故被害者等の援護 ３６
（１）交通災害共済制度の加入促進 ３６
（２）交通遺児等の援護 ３６

第５章　踏切道の安全確保 ３７
１　踏切道の構造改良の推進 ３７
２　踏切道の安全に関する知識の普及 ３７

《参　考》蓮田市交通安全計画の推移 ３８

第１部　総　論

１　交通安全計画の策定

（１）計画策定の趣旨

蓮田市交通安全対策会議は、市内の交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法及び埼玉県交通安全計画に基づき、昭和６３年以降、７次にわたり「蓮田市交通安全計画」を策定し、国、県、市及び関係機関等が一体となって各般にわたり交通安全対策を強力に推進してまいりました。

その結果、市内の交通事故死者数は、昭和４４年の１１人をピークとして着実に減少し、令和２年は２人と、約８２％の減少となりました。また、負傷者数も１５４人と、これまで最多であった平成１４年の６０５人から約７５％の減少となっています。

しかしながら、交通事故防止は、今後も全力を挙げて取り組まなければならない重要な課題であり、人命尊重の理念のもとに交通事故のない社会を目指して、交通安全対策全般にわたる諸施策を積極的に推進していかなければなりません。

本計画は、「人優先」の交通安全思想を基本とし、適正かつ効果的な施策について、市民の理解と協力のもと、関係機関や関係団体等が緊密な連携を図り、強力に推進していくために策定するものです。

（２）第７次蓮田市交通安全計画の成果

第７次蓮田市交通安全計画では、「高齢者及び子供の安全確保」「自転車及び歩行者の安全確保」、「交差点における交通事故防止」を安全対策の重点に掲げ、「平成２８年から令和２年までの５年間で、交通死亡事故死者数を１０

人以下とする」ことを目標としました。

平成２８年から令和２年までの交通事故死者数は、それ以前の５年間を比較すると、４人減少（約２９％減）し、５年間の合計で１０人となり、目標を達成しました。

また、この間の交通事故発生件数及び負傷者数を比較すると、交通事故発生件数は、１，５２９件から１，０４３件になり４８６件減少（約３２％減）しました。負傷者数は、１，９０６人から１，２４１人になり６６５人減少（約３５％減）しました。

これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策による外出を控える動きも影響しておりますが、道路交通環境の整備、交通安全思想の普及、交通取締り、救急救助体制の充実をはじめ、関係機関、団体等による総合的な対策の成果といえます。

表１　人身交通事故発生件数及び死傷者数の推移

	人身件数	死者数	負傷者数		人身件数	死者数	負傷者数
昭和 41	62	0	67	平成 6	251	6	312
42	66	2	82	7	249	5	298
43	89	0	121	8	336	6	413
44	144	11	171	9	341	6	407
45	201	8	281	10	327	2	420
46	215	8	296	11	363	3	423
47	273	10	395	12	435	3	526
48	226	10	308	13	409	5	505
49	191	4	269	14	483	4	605
50	181	7	229	15	477	3	573
51	142	8	187	16	459	5	591
52	174	5	228	17	472	2	570
53	195	7	250	18	433	0	537
54	169	2	202	19	371	1	456
55	170	6	194	20	334	3	389
56	179	3	209	21	322	3	414
57	154	3	189	22	348	3	429
58	181	6	219	23	375	5	476
59	195	3	229	24	344	3	427
60	188	5	220	25	319	2	407
61	202	3	246	26	267	2	332
62	270	3	343	27	224	2	264
63	230	6	289	28	231	4	290
平成　元	232	3	273	29	208	1	243
2	229	5	292	30	242	1	296
3	282	5	367	令和　元	223	2	258
4	292	8	395	2	139	2	154
5	294	7	387				

図１　人身交通事故発生件数及び死傷者数の推移

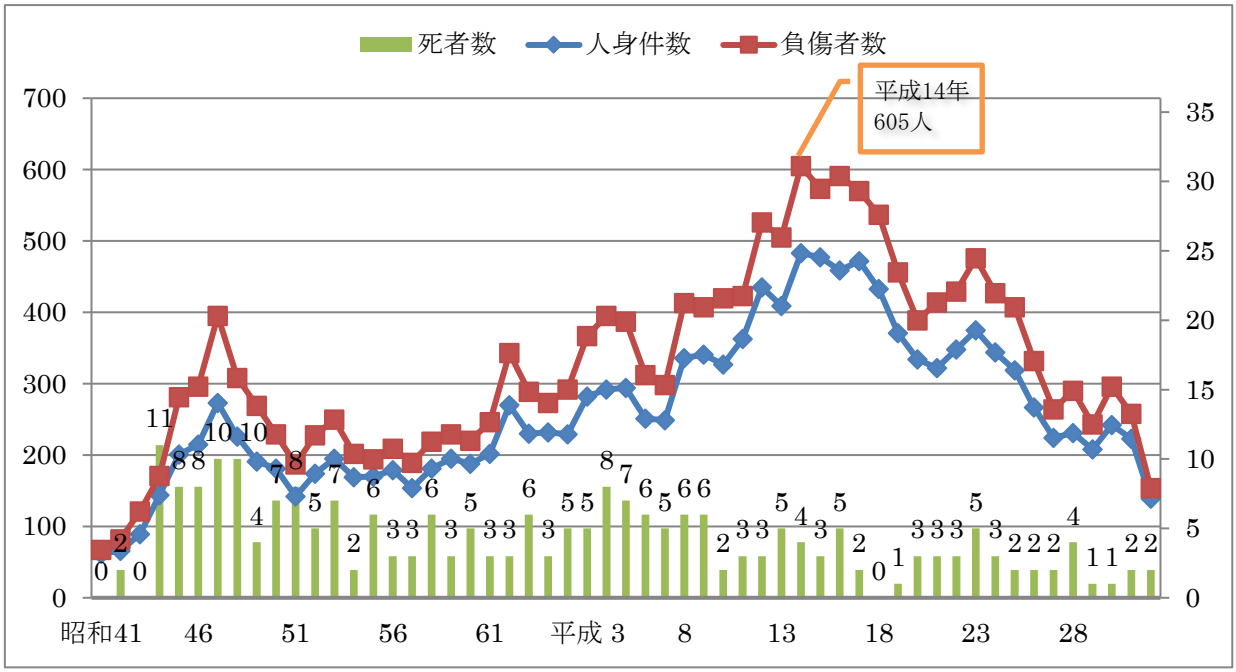

表２　人身交通事故発生件数等の比較

	第6次計画時期 (H23年～H27年)	第7次計画時期 (H28年～R2年)	比　較
交通事故発生件数	1，529件	1，043件	△486件
死者数	14人	10人	△4人
負傷者数	1，906人	1，241人	△665人

（３）計画の期間

第８次蓮田市交通安全計画は、令和３年度から令和７年度までの５か年計画とします。

（４）計画のポイント

蓮田市交通安全計画は、埼玉県の第１１次埼玉県交通安全計画に基づき、本市及び本市の区域を管轄する関係行政機関等が実施する交通安全に関する施策の大綱を定めたものです。なお、本計画年度経過後、次期計画策定までの間においても、引き続き「人優先」を基本においた交通安全対策を強力に推進します。

２　交通事故等の状況

（１）道路交通事故

ア　道路交通事故の状況

本市の道路交通網は、南北方向に国道１２２号（蓮田岩槻バイパス）が縦断し、東西方向に県道さいたま栗橋線が横断しています。これらの主要道路とその他の県道及び市内の拠点を結ぶ市内幹線道路等により、本市の道路網は形成されています。

埼玉県の交通事故死者数は、平成２２年に２００人を下回って以降、横ばいで推移していましたが、近年減少傾向にあり、令和２年は１２１人となり、昭和２９年以降最小を記録しました。

本市においては、昭和４４年の１１人が最多で、その後は減少する傾向にあり、平成１８年は死者数ゼロを記録しましたが、令和２年は、２人となりました。

イ　蓮田市における道路交通事故の特徴

本市における交通事故には、「高齢者（６５歳以上）の事故」、「交差点の事故」、「自転車の事故」が多いという特徴があります。

本市の交通事故による５年間の死者数のうち４０％の方が高齢者となっており、高齢者は人身交通事故における死亡の割合が高くなっております。

また、交差点内及び交差点付近での５年間の交通事故件数は、全体の約５７％を占め、非常に高い割合となっています。

本市においては、自転車が市民の移動手段として広く利用されている一方で、自転車の関係する事故が多発しており、全体の約２４％が自転車による事故となっております。

表３　人身交通事故発生件数等　【平成２８年～令和２年】

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
交通事故発生件数	２３１件	２０８件	２４２件	２２３件	１３９件
死者数	４人	１人	１人	２人	２人
内高齢者	２人	１人	１人	０人	０人
負傷者数	２９０人	２４３人	２９６人	２５８人	１５４人

表４　道路形状別人身交通事故発生件数　【平成２８年～令和２年】

	H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
交差点内	１１２件	９５件	１１９件	１１７件	７０件
交差点付近	２５件	１８件	7件	7件	2件
一般単路	６７件	６６件	９３件	７９件	５２件
カーブ、トンネル、橋	１１件	8件	7件	7件	5件
踏切	0件	0件	1件	0件	0件
その他	5件	8件	9件	5件	9件
合計	２２０件	１９５件	２３６件	２１５件	１３８件

（高速道路上の事故は除く）

表５　主体別・状態別　人身交通事故発生状況　【平成２８年～令和２年】

		H28年	H29年	H30年	R1年	R2年
主体別	中学生以下	２６件	１３件	１６件	１２件	3件
	高校生	１０件	１６件	１４件	6件	7件
	その他	１８５件	１５６件	２１６件	１８９件	１０６件
	高齢者	４８件	４１件	３８件	４４件	３９件
	合　計	２６９件	２２６件	２８４件	２５１件	１５５件
状態別	歩行者	２８件	２４件	３５件	３２件	２２件
	自転車	５７件	５８件	６８件	６６件	３９件
	二輪原付	２２件	２５件	１８件	２６件	１６件
	四　輪	１５９件	１１９件	１６２件	１２７件	７８件
	その他	3件	0件	1件	0件	0件
	合　計	２６９件	２２６件	２８４件	２５１件	１５５件

（高速道路上の事故は除く）

（２）踏切事故

本市における踏切事故は、平成４年、平成１５年、平成２４年、平成２７年及び平成３０年にそれぞれ１件ずつ発生しています。

踏切事故は、ひとたび発生すると重大な事故につながる危険性が高く、当事者のみならず、鉄道輸送といった面でも、大きな被害をもたらす恐れがあるという特徴があります。

３　第８次蓮田市交通安全計画の目標

交通事故ゼロの安心・安全な蓮田市を達成することが究極の目標ですが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であると考えます。

そこで、本計画では、「令和３年から令和７年までの５年間で、交通死亡事故死者数を８人以下（２人以下/年平均）とする」ことを目標として設定します。

《設定理由》

本市においては、平成２３年から平成２７年までの５年間と平成２８年から令和２年までの５年間を比べると、死者数、交通事故発生件数及び負傷者数ともに減少傾向にありますが、その中で特に悲惨な死亡事故を減少させるために、死者数を指標として設定するものです。

《設定根拠》

蓮田市の第７次交通安全計画期間における５年間の死者数は１０人（２人/年平均）であり、設定した目標を達成しました。県の第１０次の計画目標では、年間の交通事故死者数を１２５人以下としておりましたが、第１１次の計画目標では、年間の交通事故死者数を１００人以下としており、２０％の減を目標としております。市でも２０％減を目標とし、５年間で８人以下とすることを目標とします。

交通安全の将来像

2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の「ゴール 3　すべての人に健康と福祉を」では、「ターゲット 3.6」として「2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。」こととしています。

蓮田市交通安全計画は、将来的に交通事故死者「ゼロ」を目指し、SDGs の理念の実現に貢献します。

４　交通安全対策の重点

（１）高齢者及び子供の安全確保

市内における交通事故死者数に占める高齢者の割合は、過去５年間で４０％となっております。令和３年４月１日現在、総人口６１，７６１人中、高齢者人口は１９，７７５人であり約３２％を占めていますが、人口推計では、今後さらなる高齢化率の上昇が予測されており、高齢者の事故は、さらに増加すると考えられます。そのため、高齢者が歩行中や自転車乗用中の交通事故防止及び高齢者ドライバーが加害者にならないよう、加齢による心身の変化の認識、事故の現状、交通ルール等について、交通安全教育を一層推進します。

幼児・児童に対する交通安全教育は、将来にわたって交通社会への参加意識の醸成を図る場として重要であり、子供の交通事故を防止するため、学齢に応じた交通安全教室を推進します。また、通学路等における安全確保対策を推進します。

（２）自転車及び歩行者の安全確保

市内における交通事故死者数に占める自転車及び歩行者の割合は、過去５年間で４０％を占めています。自動車と比較して弱い立場にある自転車や歩行者の安全を確保することが必要不可欠です。

自転車については、自動車と衝突した場合には被害を受ける反面、歩行者と衝突した場合には一転して加害者となることから、被害者と加害者それぞれの立場に応じた対策を講じる必要があります。

また、歩行者の交通事故を防止するため、歩行中の事故類型に即した交通安全教育や道路横断時の安全確認の徹底について周知、啓発を推進します。

（３）交差点における交通事故防止

市内における交通事故発生状況を道路形状別にみると、交差点及び交差点付近の割合は、過去５年間で約５７％を占めています。

そこで、交差点における交通事故を防止するため、交差点の改良、カラー舗装、注意喚起の路面標示など交差点整備を推進します。

５　計画の推進体制

（１）蓮田市

市は、この計画を着実に推進するとともに、関係行政機関、関係団体等で組織する蓮田市交通安全対策協議会を中心として、総合的、一体的な交通安全対策を推進します。

（２）関係行政機関

蓮田市の区域を管轄する関係行政機関は、交通事故を減少させるため、本計画の施策を推進するほか、市、交通関係団体等と連携、協力して必要な事業を推進します。

（３）事業者、交通関係団体等

交通安全対策を推進する上で、事業者は大きな役割を果たしています。特に、業務用自動車を運行する事業者は、事業者を中心として安全運転講習会を実施するほか、安全運転管理者、運行管理者等を通じた交通安全教育を推進するなど、交通事故防止に努めることが求められます。

また、地域における交通関係団体等が行う交通安全活動の効果は極めて大きいものがあることから、市や警察署と連携・協力した交通安全対策を進めることが求められます。

（４）市民

交通事故ゼロの「安心・安全な街　蓮田」を実現するためには、市民一人ひとりが事故に遭わないための行動を心がけることが大切です。正しい交通ルールを守り適切なマナーを実践することは、交通事故の防止に不可欠であり、大人の行動は子供たちに影響を与えます。

信号を守る、安全確認を徹底する、スピードを控えるなどのほか、夜間の外出時は反射材や明るい色の服装を身に付けるなど、一層積極的に交通安全に取組むことが求められます。

第２部　講じようとする施策

第１章　道路交通環境の整備

これまでの交通安全対策により、埼玉県内の交通事故は、近年減少傾向にありますが、交通事故死者数を状態別でみると、歩行者が最も多くなっています。本市においては、５年間での死者数１０人のうち２人が歩行者となっており、歩行者の視点からの道路整備や交通安全対策をさらに強化する必要があります。

また、近年、自転車は排気ガスや騒音を出さない環境にやさしい交通手段として見直されつつあるとともに、健康志向の高まりを背景にその利用ニーズが増加しています。このため、自動車、自転車、歩行者等が安全に通行できるよう、道路交通環境の整備を推進します。

１　生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

（１）生活道路における交通安全対策の推進

これまで、生活道路における歩行者や自転車の安全な通行を確保するためゾーン３０対策を蓮田中央小学校区、黒浜西小学校区、蓮田南小学校区で実施してまいりました。地域の協力を得ながら、警察署と連携し、歩行者等の安全確保や通過交通の排除をし、子供や高齢者、歩行者や自転車利用者等が安心して通行できる道路空間等の整備を推進します。

ゾーン３０

（２）高齢者、障がい者等の安全に資する歩行空間等の整備

高齢者や障がい者等を含めすべての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」等に基づき、主要な道路等において、視覚障がい者用誘導ブロックの整備や、道路の新設・改良工事に当たっては段差のない構造にする等バリアフリーに配慮した道路環境や適正な維持管理を推進します。

また、警察署と連携し、音響式信号機等バリアフリー対応型信号機設置を推進します。

（３）通学路等における安全対策

通園・通学路や未就学児が日常的に利用する経路を中心に、子供が日常的に集団で移動する経路の安全を確保するため、通学路等における交通安全施設の整備を推進するとともに、通学路安全総点検を実施し、利用者の視点からの交通安全対策を推進します。

また、通学児童の多い交差点を中心に、児童の通学時間帯に交通指導員を配置するとともに、保護者や地域の方による通学時の見守り協力体制を推進します。

スクールゾーン

グリーンベルト

２　幹線道路における交通安全対策の推進

（１）事故危険箇所対策の推進

事故危険箇所において、交通安全施設等の整備については、体系的な道路網の整備により生活道路及び幹線道路の適切な機能分担を図るとともに、効果的・効率的に事故を減少させる観点から、事故が多発しているなど緊急に交通の安全を確保する必要がある箇所について重点的に各種対策を促進します。

（２）道路の改築等による交通事故対策の推進

歩行者及び自転車利用者の安全と生活環境の改善を図るため、歩道等を設置するための既存道路の拡幅、自転車の通行を歩行者や車両と分離するための自転車道や自転車専用通行帯、自転車の通行位置を示した道路の整備等の道路交通の安全に寄与する道路の改築事業を推進します。

３　自転車利用環境の総合的整備

警察署や道路管理者と連携し、自転車の交通量や自転車事故が多いなど、交通安全対策の必要な箇所において、既存の道路幅員を活用した自転車通行空間の整備を推進します。

また、駅周辺等における自転車・原動機付自転車の放置問題を解決するため、「蓮田市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、広報・啓発活動を推進し、放置自転車等の整理・撤去の推進を図ります。

４　地域公共交通の確保・充実

高齢者を始めとする地域住民の移動手段の確保に向け、公共交通サービスの充実を図る取組を推進します。

５　交通安全施設等の整備と維持管理等

（１）交通安全施設等整備事業の推進

交通の安全を確保する必要性が高い道路については、安全かつ円滑・快適な交通環境の確立を図るため、計画的かつ重点的に交通安全施設等整備事業を推進します。

ア　交差点の整備

市内の交通事故の約５７％を占める交差点及び交差点付近の事故防止を図るため、交差点の改良やカラー舗装、注意喚起の路面標示の敷設等、交通安全施設の整備を推進します。

交差点カラー舗装

イ　交通事故多発地点等の重点整備

交通事故多発地点等について、警察署等の関係機関と連携し、道路診断などの交通事故分析に基づき、事故抑制策を実施します。事故危険箇所においては、歩道等の整備、交差点改良、視距（見通し）の改良を視野に入れ、路面標示の敷設、注意喚起看板の設置、また、夜間の事故防止のための道路照明灯や視線誘導標の整備などの対策を推進します。

ウ　道路照明灯等の整備

夜間の交通事故防止を目的として、夜間の道路状況・交通状況を的確に把握し、道路交通の安全と快適な都市環境を形成するため、埼玉県の「道路設計基準」を準用して、道路照明灯を整備するとともに防犯灯の整備を

推進します。

エ　道路反射鏡（カーブミラー）の整備

視認性の悪い道路交差部及び屈曲部での事故防止を目的に、その付近の交通・道路の状況を判断し、安全に通行できるよう道路反射鏡の整備を推進します。

オ　路面標示の敷設、注意喚起看板の設置

交通事故多発地点や区間に、安全確保のため、警察署等の関係機関と協議しながら、効果的な各種路面標示の敷設及び注意喚起看板の設置を推進します。

カ　通学路の整備

児童生徒の安全を確保するため、通学路における歩道やガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。

キ　案内標識の整備

道路利用者の立場に立ち、誰にも分かりやすい道路案内標識の整備を推進します。

ク　信号機の設置、改良

道路構造や交通の実態を考慮して、交通事故多発地点、交通危険箇所等への信号機の新規設置について、埼玉県警察本部（埼玉県公安委員会）に対し要請します。

（２）交通安全施設等の維持管理

整備後長期間が経過した交通安全施設等の老朽化対策として、老朽施設の更新、不要な施設の撤去等を推進し、維持管理費の削減等を図ります。

（３）道路交通環境整備への市民参加の推進

安全な道路交通環境を整備するには、道路を利用する人の視点を活かすこ

とが重要であることから、地域市民や道路利用者が日常感じている意見・要望について「市長への手紙」、「市長へのＦＡＸ」、「市長へのメール」を活用します。

６　歩行者空間のバリアフリー化

高齢者や障がい者を含めすべての人が安全に安心して参加・活動できる社会を実現するため、音響式信号機や歩車分離式信号等のバリアフリー対応型信号機の設置を推進します。また、「バリアフリー法」「埼玉県福祉のまちづくり条例」に基づき、駅や公共施設等重点整備地区の整備、歩道の段差改善等、バリアフリーに配慮した道路整備や適正な維持管理等を推進します。

７　交通需要マネジメントの推進

（１）自動車の効率的利用の推進

円滑で安全な道路交通の確保に資するため、相乗りや効率的な物資の輸送等を進めるとともに、混雑時間や混雑箇所を避けた自動車利用を促すなど、自動車の効率的利用を推進します。

（２）公共交通機関の利用の推進

誰もが安心してバスや鉄道等の公共交通を利用できるよう、ノンステップバスの導入推進による利便性の向上を進め、利用者の安全を確保するとともに、自動車から公共交通への利用転換を推進します。

８　災害に備えた道路交通環境の整備

（１）災害に備えた道路の整備

豪雨、地震等の災害が発生した場合においても安全で安心な生活を支える道路交通を確保することは、救助活動や復旧作業にとって非常に重要なことです。豪雨災害や地震等の大規模災害発生時においても、被災地の救援活動や緊急物資輸送をする道路を確保するため、道路整備などを推進します。

（２）災害発生時における交通規制

大規模災害発生時は、必要に応じて交通路を確保し、それに伴う混乱を最小限に抑えるため、被災地への車両の流入抑制等の交通規制を、迅速かつ的確に実施します。

また、交通整理により被災地への車両の流入を抑制するとともに、迂回路の指示及び道路交通に関する情報の提供等の措置を行います。

９　総合的な駐車対策の推進

秩序ある駐車のため、地域の交通実態に応じ、悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を置いた取り締まりを警察署と連携して実施し、良好な駐車秩序の確立を推進します。

また、違法駐車の排除に関し、その違法性の周知やモラルの向上のため、各季の交通安全運動をはじめ、あらゆる機会を通じて市民への広報・啓発活動を行うなど、違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図ります。

10　その他の道路交通環境の整備

（１）道路占用及び道路使用の適正化

工作物の設置、工事等のための道路の使用及び占用の許可に当たっては、道路の構造を保全し、安全かつ円滑な道路交通を確保するために適正な運用を行うとともに、許可条件の順守、占用物件等の維持管理の適正化について指導します。

また、道路交通に支障を与える不法占用物件等については、指導取締りによる排除を行い、道路の掘り返しを伴う占用工事については、無秩序な掘り返しと工事に伴う事故・渋滞を防止するため、施工時期や施工方法を調整します。

（２）子供の路上遊戯等による交通事故の防止

子供の路上遊戯等による交通事故を防止するとともに、円滑な道路交通環境を確保するため、公園の整備や学校体育施設の開放を推進します。

西城沼公園木製遊具

（３）道路法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により交通が危険であると認められる場合及び道路に関する工事のためやむ得ないと認められる場合には、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）に基づき、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を行います。

（４）交通公害の防止

自動車を原因とする大気汚染や騒音・振動などの交通公害を防止するため、法律や条例に基づく規制を遵守し、低公害車への買い替え促進を図ります。また、アイドリング・ストップの実施や、急発進・急加速の防止などのエコドライブ（環境に配慮した自動車の使用）を推進します。 これらを推進することにより、自動車から排出される二酸化炭素等の削減を図り、大気汚染や地球温暖化の防止に努めます。

第２章　交通安全思想の普及徹底

交通安全教育は、自他の生命尊重という理念の下、市民一人ひとりが交通社会の一員としての責任を自覚するとともに、交通安全意識の高揚、交通ルールと正しい交通マナーを遵守し、相手の立場を尊重し、他の人々や地域の安全にも貢献できる良き社会人を育成する上で、重要な意義を有しています。

交通安全意識を向上させ、正しい交通マナーを身に付けるためには、人間の成長過程に応じた段階的かつ体系的な交通安全教育を推進していくことが必要です。

また、高齢化が進展する中で、高齢者自身の交通安全意識の向上を図るとともに、他の年代に対しても高齢者の特性を知り、高齢者に配慮する意識を高めるための啓発指導も重要になっています。

岩槻・蓮田地区交通安全協会、蓮田市交通指導員会、蓮田市交通安全母の会等関係団体と連携、協力を図りながら交通安全教育を推進します。

１　段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

（１）　幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践する態度を身に付けさせるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とします。

幼稚園、保育所及び認定こども園においては、家庭及び関係機関・団体と連携、協力を図りながら、計画的かつ継続的に交通安全教育を行うとともに、日常の保育活動のあらゆる場面をとらえた交通安全教育を実施します。

また、保護者に対して、交通安全教育における家庭の役割の重要性を認識してもらうため、「交通安全は家庭から」をモットーに、家庭での積極的な話し合いが行われるよう広報啓発活動を推進します。

（２） 小学生に対する交通安全教育

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階に応じて歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するため、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力を高めることを目標とします。

小学校交通安全教室の様子

小学校においては、家庭や地域、関係機関・団体等と連携、協力を図りながら、体育科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味と必要性などについて重点的に交通安全教育を実施するとともに、交通安全母の会の活動についても支援を行います。

また、交通指導員やボランティアによる通学時の安全な通行の指導、新入学児童の保護者を対象とした交通安全講習会等を実施します。

（３） 中学生に対する交通安全教育

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、自己の安全ばかりではなく、他の人々の安全にも配慮できるようにすることを目標とします。

中学校においては、家庭や地域、関係機関・団体等と連携、協力を図りながら、保健体育科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等の教育活動全

体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自転車の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者の責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施します。

また、関係機関・団体は、中学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行います。

（４） 高校生に対する交通安全教育

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守し、自他の生命を尊重するなど責任をもって行動できるような健全な社会人を育成することを目標とします。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携、協力をしながら、保健体育科、総合的な探求の時間、特別活動等の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車等の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について、さらに理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、普通免許等を取得することが予想されることから、免許取得前の教育としての性格を重視した交通安全教育を実施します。

また、関係機関・団体は、高等学校において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行います。

（５） 成人等に対する交通安全教育

成人に対する交通安全教育は、免許取得後の運転者教育を実施することにより、自動車等の安全運転の確保を目標とします。安全運転に必要な知識、技術の向上、交通事故被害者の心情など交通事故の悲惨さに対する理解、交通安全意識・正しい交通マナーの向上に努めます。

また、若者に対しては、交通事故実態、交通事故加害者としての実態の周知に重点を置き、自己の運転技量に対する正確な認識及び社会的責任を自覚させ、運転者としての交通安全意識を高め、著しい速度超過、飲酒運転など悪質・危険な運転の防止を図ります。

（６） 高齢者に対する交通安全教育

ア　高齢者に対する交通安全教育

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行中、自転車乗車中の交通行動に及ぼす影響への理解、道路及び交通の状況に応じて安全に道路を通行するために必要な技能及び交通ルール等の知識を習得させるほか、夜間の交通事故防止に効果の高い反射材の普及促進を目標とします。

また、高齢化の一層の進展に的確に対応し、高齢者が安全に、かつ、安心して外出できる社会を形成するため、高齢者自身の交通安全意識の向上はもとより、市民全体が高齢者を見守り、高齢者に配慮する意識を高めていくことや、地域の見守り活動を通じ、地域が一体となって高齢者の安全確保に取り組むよう努めます。

さらに、自転車乗車中の交通事故を防止するため、自転車車両を用いながら参加・体験・実践型の交通安全教育を積極的に推進します。

イ　高齢運転者に対する交通安全教育

高齢運転者に対しては、高齢者講習及び更新時講習などにおいて高齢者の自己の運動能力や反応動作、自動車の特性等を再認識させ、関係機関・団体等と連携し、運転適性診断や運転者用機材又は実車運転体験等による運転技能診断等を実施して、診断結果に基づく個別指導を行う等の運転者教育を推進します。

また、相次ぐ道路の逆走や操作ミスによる事故の防止を図るため、高齢者が交通事故の加害者になる可能性があるという観点に基づき、身体機能や認知機能の低下を意識させる啓発活動を推進するとともに、運転の危険性を認識した高齢者の自主的な免許返納制度について周知を図ります。

（７） 障がい者に対する交通安全教育

障がい者に対しては、交通安全のために必要な技能及び知識の習得のため、障がいの種類や程度に応じ、きめ細かい交通安全教育を推進します。

（８） 外国人に対する交通安全教育

国際化の進展により、本市に居住・就業する外国人の増加が続く中、外国人に対する交通安全対策の必要性が高まっています。

外国人が日本の交通社会に十分適応できるよう、必要な交通安全知識の普及啓発を図ります。

２　自転車の安全利用の推進

平成２４年４月１日に施行された「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車の安全利用を推進します。また、埼玉県の条例を基本としながらも、更なる教育・啓発・広報活動を進めていくため、「蓮田市自転車の安全な利用の促進に関する条例」（平成２９年４月１日施行）を制定しました。この条例に掲げる目的を達成するため、関係機関及び関係団体と協働して自転車安全対策を積極的に取組みます。

（１） 自転車安全利用五則等を活用した交通ルールの周知

「自転車安全利用五則」（平成１９年７月１０日中央交通安全対策会議交通対策本部決定）を活用する等により、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発活動の強化を図ります。

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことの理解の向上を図るとともに、自転車の歩道（自転車通行可の歩道など）通行時におけるルールやスマートフォン等の操作や画面を注視しながらの乗車の危険性等についての周知・徹底を図ります。併せて、平成２７年６月１日から制度化された「自転車運転者講習制度」についても、周知・徹底を図ります。

また、薄暮の時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車の灯火の点灯を徹底し、自転車の側面等への反射材用品の取付けを促進します。

（２） 自転車用ヘルメットの普及促進

ヘルメット着用による被害軽減効果についての理解促進に努めるため、キャンペーンや各種広報媒体等を活用した効果の周知など、全ての年齢層の自転車利用者に対し、自転車用ヘルメットの普及啓発を図ります。

（３） 自転車運転免許制度の活用

自転車教室を実施する際には、警察署や関係団体と連携し、「自転車運転免許制度」を活用するなどして、自転車の安全な乗り方等を指導し、自転車の安全な利用を推進します。

（４） 幼児二人同乗用自転車の普及促進

幼児を同乗させる場合において安全性に優れた幼児二人同乗用自転車の普及を促進するとともに、シートベルトを備えている幼児用座席に幼児を乗せるときは、シートベルトを着用させるよう広報啓発活動を推進します。

（５） 自転車の安全性の確保

自転車の安全な利用を確保し、自転車事故の防止を図るため、自転車利用者が定期的に点検整備や正しい利用方法等の指導を受ける気運を醸成し、自転車の日常点検の意識化を図ります。さらに、夜間における交通事故の防止を図るため、灯火の取付けの徹底と反射器材等の普及促進を図り、自転車の被視認性の向上を図ります。

（６） 自転車保険への加入促進

自転車は、歩行者と衝突した場合には加害者となる側面も有しており、近年、自転車が加害者となる事故に関し、高額な賠償を求められる事例も発生しています。

万一に備え、損害保険各社による個人賠償責任保険や傷害保険、公益財団法人日本交通管理技術協会の認定を受けた自転車安全整備店によるＴＳマーク付帯保険などの自転車保険を周知し、加入促進を図ります。

３ 歩行者優先と正しい横断の徹底

信号機のない横断歩道での死亡事故では、自動車の横断歩道手前での減速が不十分なものが多いことから、運転者に対して横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、啓発活動を推進します。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号機のあるところではその信号に従う等の交通ルールの周知を図ります。

運転者に対してハンドサイン等、横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始め、横断中も周りに気をつけること等、歩行者が自らの安全を

守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進します。そのほか、関係機関・団体と協力した広報啓発活動を推進します。

4　市民総ぐるみの交通安全運動の推進

市民一人ひとりに広く交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、市民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を市民総ぐるみで実施します。また、交通安全思想の普及に向けた取組を推進する市民運動として、蓮田市交通安全対策協議会等の構成機関・団体が相互に連携して、組織的・継続的に交通安全運動を展開します。

蓮田市交通安全対策協議会に所属する交通安全団体や市民・事業者・行政との連携を強化し、安全で安心して暮らせる交通事故のない蓮田市を目指します。

ア　実施方法

交通安全運動の実施に当たっては、事前に運動の趣旨、実施期間、重点目標、実施計画等について、広く市民に周知するとともに、警察等の関係機関及び蓮田市交通安全対策協議会に所属する交通安全団体等と協力し、市民総ぐるみの交通安全運動を展開します。

イ　運動の重点目標

交通安全運動の重点目標は、本計画に定めた「高齢者及び子供の安全確保」、「自転車及び歩行者の安全確保」、「交差点における交通事故防止」を基本に、時季的な事項も考慮して設定します。

ウ　運動の実施時期

市民の交通安全意識の高揚を図るため、春・秋の全国交通安全運動期間や夏・冬の交通事故防止運動期間など計画的に運動を実施します。

街頭キャンペーンの様子

５　その他の交通安全に関する普及啓発活動の推進

（１）　シートベルト及びチャイルドシートの着用等の徹底

シートベルト着用及びチャイルドシート使用の効果、正しい着用・使用方法などについての理解を深め、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用及びャイルドシートの正しい使用を促進するため、関係機関・団体と連携し、あらゆる機会を通じて普及啓発活動を展開します。

（２）　飲酒運転の根絶

飲酒運転を根絶するため、警察署や交通安全協会、安全運転管理者協会等の関係機関・団体とともに、広報啓発活動を推進し、飲酒運転に厳しい規範意識の確立を図ります。

（３）　二輪車運転者のプロテクター等被害軽減用品の活用推進

二輪乗車中の事故時の被害を軽減するため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について周知を図るとともに、関係機関・団体と連携して、被害軽減用品の活用を推進します。

（４） 夕暮れ時・夜間の交通事故防止対策の推進

夕暮れ時・夜間の交通事故を防止するため、自動車、自転車の前照灯の早めの点灯を促進するとともに、歩行者・自転車利用者に対する反射材用品の普及・啓発を図ります。

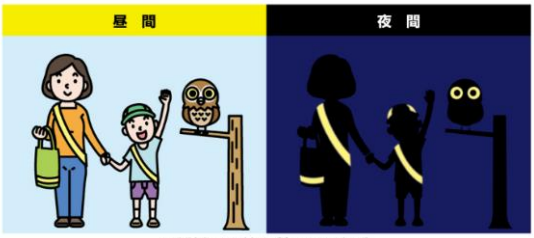

反射材用品等を着用した場合

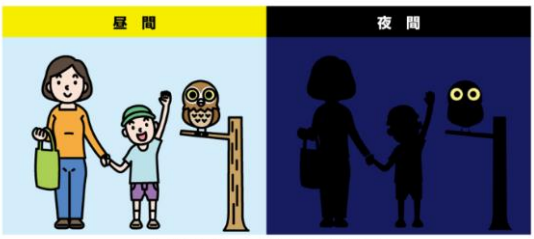

反射材用品等を着用しない場合

（５） 効果的な広報の実施

交通安全に関する広報については、市広報紙及び市ホームページ等の広報媒体を活用し、民間団体との協働も含め、計画的かつ継続的に実施します。

その際、交通事故の実態を踏まえた広報、日常生活に即した内容の広報など、具体的で訴求力の高い内容を重点的かつ集中的に実施するよう努めます。

（６） 危険運転の防止等に関する普及啓発活動の推進

危険ドラッグ等の危険性・有害性に関するチラシによる普及啓発活動、また、妨害運転や飲酒運転等の危険運転の要因となる違反行為を根絶する等の広報啓発活動を推進します。

（７） 過積載防止対策の推進

「埼玉県過積載防止対策」に基づき、公共工事発注者と連携した過積載防止対策を推進するとともに、各種広報啓発活動を推進します。

６　民間交通安全団体等の主体的活動の促進

交通安全母の会等の交通安全を目的とする民間団体の、自主的な交通安全対策活動に対する支援並びに各種事業実施に関する資料等の提供の充実などを行い、その主体的な活動を促進します。

また、各季の交通安全運動等を実施する際は、蓮田市交通安全対策協議会を中心に行政・民間団体等が連携し、効果的な活動の展開を図ります。

さらに、民間団体等による創意・工夫された活動を支援し、自発的な交通安全対策を促進します。

７　地域における交通安全活動への参加・協働の推進

児童の登校時など歩行者の安全を確保するため、「蓮田市交通指導員の設置規則」に基づき、交通指導員を市内小学校の通学路など主要な交差点へ適正に配置し、歩行者の交通事故防止に努めます。

また、毎日の主要な交差点での立哨指導のほか交通安全教室等を通じ、交通安全思想の普及啓発を図ります。

第３章　救急・救助活動の充実

１　救急・救助体制の整備

交通事故による負傷者の救命を第一に考え、医療機関と消防機関の相互が連携を取りながら、効果的な救急・救助体制の整備を推進します。

特に、負傷者の救命率・救助効果の一層の向上を図る観点から、救急現場または搬送途上における、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療、応急処置等を実施するための体制整備を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備やバイスタンダー（現場に居合わせた人）による応急手当の普及を推進します。

（１）　救急・救助体制の充実

複雑・多様化する交通事故への救急・救助活動を迅速・的確に行えるように、救急・救助体制の充実を図ります。

また、通常頻発している交通事故はもとより、多数の負傷者が発生する大規模な事故に対処するため、救急・救助体制の整備を推進します。

（２）　高度な人命救助体制の確立

国内外で発生している大規模な災害や事故などを教訓として、救助活動の重要性が改めて認識されています。

このため、本市においても、地震による建物崩壊に巻込まれた車両や列車脱線事故などの大災害が発生した場合、迅速に対応できる高度な知識、技術、各種資格を兼ね備えた救助隊員を養成し、市民生活の安全・安心の確保を図ります。

また、多数の傷病者が発生する大規模な事故に対応するための「埼玉ＳＭＡＲＴ」に参加し、関係機関との連携強化に努めます。

埼玉県特別機動援助隊（愛称：埼玉ＳＭＡＲＴ（スマート））
　災害現場での救助活動を行う「機動救助隊」、２４時間運航体制を取る「防災航空隊」、災害医療の専門的トレーニングを受けた「埼玉ＤＭＡＴ」の３隊により編成され、地震による建物崩壊や列車脱線事故など、１つの消防本部では対応が難しい大規模災害が発生したとき、一人でも多くの人命を救出するために、埼玉県知事の指示で災害現場に駆けつけて活動することを任務とする。

機動救助隊
　専門的な訓練や教育を受けた消防の救助隊員によって編成され、生き埋めになった生存者の呼吸など身体の微細な動きを探知できる電磁波探査装置などの高度な資機材を装備する救助隊。

訓練の様子

（３）　応急手当の普及啓発活動の推進

　交通事故等による負傷者の救命率の向上を図り、被害を最小限にとどめるためには、救急車が到着するまでにバイスタンダーによる適切な応急手当が必要です。

　本市では、市民や事業所を対象に応急手当の重要性を含めた止血法と心肺蘇生法等の普及啓発活動を行います。また、救急蘇生の観点から、自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用を含めた講習会を開催し、市民に広く応急手当の知識と技術の習得を推進します。

普通救命講習

（４）　救急救命士の養成・配置等の推進

交通事故等に対する救急活動の質の向上を図るため、救急活動の実務経験が豊富な救急救命士を消防署及び南分署に配置し、救急隊員の指導・検証体制の充実強化を推進します。

また、救急救命士を計画的に養成し配置するとともに、気管挿管等の特定行為（医師の具体的指示のもとに実施する救急救命処置）が実施できる救急救命士の育成を図ります。

（５）　救急・救助隊員の教育訓練の実施

急速な高齢社会の到来、都市化の進展及び交通量の増加が更に進むとされています。交通事故発生件数は全国的に年々減少していますが、依然救急業務の重要性は高いことから、救急隊員及び救助隊員の育成と知識・技術の向上を図るため、教育訓練の一層の充実を図ります。

（６）　高速自動車国道等における救急体制の整備

消防本部と東日本高速道路株式会社が相互に連携、協力し、高速自動車国道における救急体制の充実を図ります。

（７） 消防車と救急車の連携活動（ＰＡ連携）の実施

１１９番通報の内容から必要と認められる場合には、救急車に加えて消防車を同時に出場させるなど、救急隊と消防隊とが連携した救急活動の充実を図ります。

救急隊とともに、消防隊が出場することにより、マンパワーが確保され、負傷者の救出・救護処置が素早く、確実に行われることとなります。

また、消防車には救急処置に必要な救急資器材を積載し、救急隊の到着の遅れが予想される場合には、先に到着した消防隊が必要な応急処置を実施し、救命率の向上を図るための連携活動を推進します。

ＰＡ連携
交通事故等により心肺機能が停止した負傷者に対して、多くの救急資器材を必要とする高度な救命処置を行う場合や、通路などが狭いために負傷者の搬送が難しい場合など、救急隊員のみでは対応が困難な事態に備えるため、消防車（ Pumper ）と救急車（ Ambulance ）が同時に出場し、相互に連携して救急活動を行うもので、双方の頭文字をとって「ＰＡ連携」と名付けられたもの。

（８） 指令課員の口頭指導の確立

１１９番通報の内容から負傷者が心肺機能停止状態と疑われる場合に、指令課員が口頭で心肺蘇生法を指導し、バイスタンダーによる心肺蘇生法を実施してもらい、救命率の向上を図ります。このため、埼玉県東部地域メディカルコントロール協議会と連携して、よりわかりやすい口頭指導方法の教育を推進します。

２　救急医療体制の整備

交通事故の発生により、医療行為が必要な負傷者等に対し、適切な医療が迅速に施せるよう、行政機関及び医療機関の連携のもと、救急医療体制の充実を図ります。

（１）　メディカルコントロール体制の充実

救急現場において、救急隊員が常時、医師から指示を得られる体制を確保するとともに、医学的観点からの救急活動の事後検証や、救急救命士を含む救急隊員の再教育など、メディカルコントロール体制の充実・強化を進めることにより、救急活動の質の向上を図ります。

（２）　ドクターヘリコプター・ドクターカーの活用

交通事故による重篤患者の救命率の向上や後遺障害の軽減を図るため、ドクターヘリコプター・ドクターカーの出動要請基準に基づき、積極的に活用します。

ドクターヘリコプター

第４章　被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等は、肉体的、精神的及び経済的に多大な打撃を受けることが多く、交通事故被害者等を支援することは大変重要です。

交通事故被害者等は、交通事故の被害に遭われたときに必要な情報が十分ではないことが少なくないことから、各種被害者救済制度の周知及び充実を図ります。

１　交通事故相談事業の充実

交通事故の被害者やその家族の福祉の向上を図るため、県が実施する交通事故相談の周知を行うとともに、市が実施する法律相談の充実に努めます。

また、損害賠償問題に関し、調停、訴訟等の手続きによらなければ問題の解決が困難な相談事案もあることから、これらの対処については、公益財団法人交通事故紛争処理センターや公益財団法人日本弁護士連合会交通事故相談センター等への斡旋を行います。

２　交通事故被害者等の援護

（１）　交通災害共済制度の加入促進

埼玉県市町村総合事務組合が運営する交通災害共済制度の加入を促進し、交通事故被害者等の援護の充実を図ります。

（２）　交通遺児等の援護

交通遺児等に対しては、埼玉県交通安全対策協議会が行う援護金等の給付事業、独立行政法人自動車事故対策機構が行う生活資金の貸付事業、公益財団法人交通遺児等育成基金が行う育成基金事業、公益財団法人交通遺児育英会が行う交通遺児奨学生制度等の広報活動に努め、交通事故被害者等の援護の充実を図ります。

第５章　踏切道の安全確保

踏切事故については、長期的には減少傾向にありますが、改良すべき踏切道はまだ残されています。

そこで、踏切事故防止対策を総合的に推進することにより、踏切事故のない社会を目指します。

１　踏切道の構造改良の推進

交通事故の防止や交通の円滑化を図るため、慢性的な交通渋滞の発生している踏切や狭くて通りにくい踏切について順次、拡幅改良を推進するとともに、歩道が狭く緊急的に対応が必要な踏切道については、歩行者安全対策のため構造改良を推進します。

２　踏切道の安全に関する知識の普及

踏切を通行する自動車運転者や歩行者等に対し、踏切事故の危険性を周知するとともに、安全意識の向上を図るため、交通安全教室等の機会を通して、啓発活動を行います。

表６　蓮田市内の踏切一覧

路線名	名　称	種別	幅　員（m）	所在地	隣接する路線名
JR 東日本　宇都宮線	下蓮田踏切	１種	５．５	大字蓮田	市道９号線
〃	松林踏切	１種	１．８	大字蓮田	市道９２３号線
〃	大波踏切	１種	２．８	大字蓮田	市道９４０号線
〃	旧菖蒲街道踏切	１種	８．０	末広一丁目	市道７号線
〃	第一岩槻踏切	１種	６．０	本町	県道３１１号線
〃	久台踏切	１種	０．９	東一丁目	市道８１４号線
〃	黒浜新道踏切	１種	７．０	上二丁目	市道４１号線
〃	菖蒲岩槻街道踏切	１種	６．９	大字黒浜	市道２６号線
〃	論証踏切	１種	７．０	大字南新宿	市道３１号線

《参　考》

○蓮田市交通安全計画の推移

	蓮田市		埼玉県
―	―	第 1 次	昭和 46 年～昭和 50 年
―	―	第 2 次	昭和 51 年～昭和 55 年
―	―	第 3 次	昭和 56 年～昭和 60 年
第 1 次	昭和 63 年～平成 2 年	第 4 次	昭和 61 年～平成 2 年
第 2 次	平成 3 年～平成 7 年	第 5 次	平成 3 年～平成 7 年
第 3 次	平成 8 年～平成 12 年	第 6 次	平成 8 年～平成 12 年
第 4 次	平成 13 年～平成 17 年	第 7 次	平成 13 年～平成 17 年
第 5 次	平成 18 年～平成 22 年	第 8 次	平成 18 年～平成 22 年
第 6 次	平成 23 年～平成 27 年	第 9 次	平成 23 年～平成 27 年
第 7 次	平成 28 年～令和 2 年	第 10 次	平成 28 年～令和 2 年
第 8 次	令和 3 年～令和 7 年	第 11 次	令和 3 年～令和 7 年

※昭和 63 年から作成しているため、「第○次」については埼玉県とは相違している。

蓮田市『はすぴぃ』